



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- 告 示
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 2
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 2
- 事業の認定（用地課） 3
- 道路の区域の変更（道路管理課） 4
- 県道の供用の開始（道路管理課） 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 5
- 都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課） 5
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・3件（県民生活課） 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） 6
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（下水道課） 6
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） 7
- 開発行為に関する工事の完了・9件（中部土木事務所） 8
- 開発行為に関する工事の完了・8件（南部土木事務所） 10
- 開発行為に関する工事の完了・2件（八重山土木事務所） 12
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立浦添工業高等学校） 12
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立沖縄工業高等学校） 13
- 公安委員会事項
- 沖縄県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則 13

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第47号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「沖縄県中央児童相談所生活指導専門員」を「児童相談所生活指導専門員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------------|--------------------|-------------|
| なおまさクリニック | 沖縄市上地二丁目12番18号 | 平成23年10月1日 |
| 大宜味村立診療所 | 大宜味村字塩屋1306番地62 | 平成23年10月7日 |
| ふる里薬局 | 大宜味村字塩屋1306番地63 | 平成23年10月7日 |
| あおい薬局 | 南城市佐敷字津波古1354番地1 | 平成23年10月14日 |
| ゆいクリニック | 沖縄市字登川2444番地3 | 平成23年11月1日 |
| ライフデンタルクリニック小禄 | 那覇市金城5丁目11番地2翼ビル1階 | 平成23年11月1日 |
| トントンホームクリニック | 豊見城市字豊見城139番地 | 平成23年11月1日 |

沖縄県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

名称の変更

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------------------|-------------|--------------------|----------------------|------------|
| 社会医療法人友愛会豊見城中央病院 | 豊見城市字上田25番地 | 医療法人友愛会 豊見城中央病院 | 社会医療法人友愛会 豊見城中央病院 | 平成23年10月1日 |

沖縄県告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|-----------------|-------------|
| 喜如嘉薬局 | 大宜味村字喜如嘉1117番地3 | 平成23年10月6日 |
| 大宜味村立診療所 | 大宜味村字喜如嘉1117番地2 | 平成23年10月7日 |
| 九十九薬局十字路店 | 名護市大中一丁目1番13号 | 平成23年10月25日 |

沖縄県告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散し

た。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地改良区の名称 名嘉真土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成23年12月8日

沖縄県告示第593号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 起業者の名称 伊江村
- 2 事業の種類 伊江村林業構造改善事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県国頭郡伊江村字東江前ウカバ原地内
 - (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

伊江村林業構造改善事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である伊江村が事業主体となって、起業地内に緑化木生産施設（以下「本施設」という。）を整備する事業であり、法第3条第31号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である伊江村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条において本件事業を施行する権能を有する主体である。

さらに、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

伊江村は一島一村の離島村で、畠地としての耕作が容易であることから、農作物等を中心とした第1次産業が盛んである。また、近年では、農業等の第1次産業の他に、観光業等の第3次産業も盛んになり、民泊事業をはじめ、伊江村産業祭り、伊江島ゆり祭り、伊江島ハイビスカス祭り等のイベントを推進しているところである。

伊江村第4次総合計画の土地利用構想の目標像として、「村民の生活を支える社会基盤としての土地利用と来訪者の滞在を支える観光資源としての土地利用が調和し、村内の資源が効果的に活用されている」と掲げ、現在も「緑のネットワーク」と称する海岸線に沿って緑地を一体的に形成している整備地域への植栽活動や育成活動、村内の緑化推進活動等を積極的に行っており、村民生活を支える社会環境並びに第3次産業に繋がる島内景観の整備及び保全に努めている。

また、平成19年度に伊江村農村環境創造整備計画を作成し、台風時等の農作物の潮風害等を防ぐため、農地防風林整備事業の実施を進めており、対象事業地以外にも台風後の補植や海岸線、集落内など村内各地に樹木を植栽することによって災害から畠地や民家を守る必要がある。

しかし、島内の既存の苗畠施設では、生産量に限界があり、苗木の生産が間に合わず、島外から苗木を購入しているのが現状である。

そのことにより、生産コストの加重、土壌等の違いによる育苗への弊害を招くことから、本施設を新設し、島内で苗木生産を実施することによる生産コストの軽減を図る。また村土での苗木生産による活着率の向上、安価での苗木供給の促進及び緑化活動の積極的な実践を目的として結成された緑の少年団等の各団体の活動を通じて、住民の緑化に対する意識向上が期待でき、住民を中心とした島内全域への緑化活動の推進が図られ、第3次産業に繋がる島内景観の整備と自然環境の保全に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずるべき動植物及び文化財は見受けられない。また、万一発見された場合は、関係部署と協議し、適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、集落から離れた位置にあり、周辺住民へ及ぼす影響が少ない。また、堆肥盤も設置されており、育苗作業の効率化が見込める。さらには、既存の苗畑施設が近くにあり、施設の管理・運営面においても効率化が期待できる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、生産コストの加重、土壌等の違いによる育苗への弊害を防ぐ必要があるため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に半永久的に供される範囲で、収用又は使用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足しているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 伊江村農林水産課

沖縄県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成23年12月16日から平成24年1月5日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 道路の種類 県道

2 路線名 36号線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 旧新の別 | 区間 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------|----------------------------------|---------------|----------|
| 旧 | うるま市字仲嶺706番1から うるま市字塩屋418番3まで | 16.3m ~ 62.3m | 1,428.0m |
| 新 | うるま市字仲嶺706番1から うるま市字塩屋418番3まで | 16.3m ~ 62.3m | 1,428.0m |

沖縄県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成23年12月16日

から平成24年1月5日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 路線名 36号線

2 供用開始の区間 うるま市字仲嶺171番1からうるま市字豊原413番7まで

3 供用開始の期日 平成23年12月17日

沖縄県告示第596号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 公共測量を実施する地域 豊見城市字名嘉地

2 公共測量を実施する期間 平成23年12月7日から平成24年1月31日まで

3 作業種類 公共測量（道路計画図面作成）

沖縄県告示第597号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年沖縄県告示第211号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 施行者の名称 南風原町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画公園事業

(2) 名称 5・5・南1号黄金森公園

3 事業施行期間 昭和56年3月12日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 昭和56年沖縄県告示第145号、平成2年沖縄県告示521号、平成8年沖縄県告示第1151号、平成11年沖縄県告示第232号、平成13年沖縄県告示第179号、平成17年沖縄県告示第621号及び平成23年沖縄県告示第211号の事業地に南風原町字照屋東原を加え、字喜屋武大門原及び字兼城石原地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年1月28日まで縦覧に供する。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 申請のあった年月日 平成23年11月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ONE LOVE

3 代表者の氏名 山内駿

4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡西原町字翁長777番地

5 定款に記載された目的 アジア地域を中心とした人々と国を越えた交流を通じ友情を築く。主に、基本的人権を抑圧されている人々との関わりを持つことで、社会的に弱い立場に生きる人々と共生することの大切さを認識する。途上国の人々に対して支配的・従属的な関係ではなく、相手を思いやり尊重する人と

人の平等な繋がりを協働事業で実践する。地元地域の人々と共に「世界」と「私自身」の繋がりを学び考え、地球市民として世界の人々との共生を推進するための、国際理解教育活動を行う。すべての人々の人権が尊重され、助け合い支えあうことで、心の豊かさを持つことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年1月31日まで縦覧に供する。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年12月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人石川・宮森630会
- 3 代表者の氏名 豊濱光輝
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市石川一丁目1番10号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、1959年6月30日に起きた石川米軍ジェット機墜落事故（以下「ジェット機事故」という。）で被害に遭われた方々を慰め、癒し、ジェット機事故を風化させることなく、命と平和の尊さを伝えたり、平和学習会等の事業を行い、子どもの健全育成及び平和の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年2月4日まで縦覧に供する。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年12月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人やんばる花街道観光協会
- 3 代表者の氏名 白石武治
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市字安部236番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄本島北部地域住民及び観光客に対して、沖縄本島北部の豊富な観光資源を活用し、観光施設を繋ぐ主要道路を「やんばる花街道」と位置付け、点在する観光資源の保護と整備を行い、観光客の誘致活動により観光産業を発展させ、本島北部地域経済の自立と活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 はにんす宜野湾 宜野湾市大山七丁目6番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社JPTダイレクト 東京都千代田区内神田三丁目2番8号 取締役 粟国正樹
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成23年12月16日から平成24年1月16日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画及び那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 中城湾流域下水道
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和59年3月21日から平成27年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年8月3日 沖縄県指令土第746号、平成23年11月7日 沖縄県指令土第953号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字真栄里西原108番1
- 3 公共施設
 - (1) 種類 道路及び公園
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 石垣市字登野城1122番地 有限会社アイランドリゾート企画 代表取締役 田福孝吉
- 5 検査済証番号 平成23年11月30日 第2944号
- 6 工事完了年月日 平成23年11月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年2月3日 沖縄県指令土第40号、平成23年11月18日 沖縄県指令土第967号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁201番及び202番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字真壁202番地 新垣哲也
- 5 検査済証番号 平成23年11月30日 第2945号
- 6 工事完了年月日 平成23年11月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年9月11日 沖縄県指令土第740号、平成23年6月16日 沖縄県指令土第642号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡橋名146番及び143番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保361番地ピースビル203号 德里玲

- 5 検査済証番号 平成23年12月5日 第2946号
 6 工事完了年月日 平成23年11月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年2月23日 沖縄県指令土第83号
 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋下川原2146番3
 3 公共施設 なし
 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市普天間二丁目12番13号 比嘉康喜
 5 検査済証番号 平成23年12月6日 第2947号
 6 工事完了年月日 平成23年10月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県中部土木事務所長 田盛繁美

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年4月7日 沖縄県指令中土第445号
 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市志真志一丁目301番2ほか3筆
 3 公共施設
 (1) 種類 道路
 (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市志真志二丁目2番5号 花城康眞
 5 検査済証番号 平成23年6月6日 C第83号
 6 工事完了年月日 平成23年5月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県中部土木事務所長 田盛繁美

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年11月20日 沖縄県指令中土第600号、平成22年11月26日 沖縄県指令中土第953号（変更）
 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市宜野湾三丁目88番3番ほか9筆
 3 公共施設
 (1) 種類 道路
 (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市字古謝280番地4 2階 宇栄原健司
 5 検査済証番号 平成23年6月21日 C第84号
 6 工事完了年月日 平成23年6月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県中部土木事務所長 田盛繁美

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年12月20日 沖縄県指令中土第1041号
 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市赤道一丁目103番1ほか3筆

- 3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市赤道一丁目4番2号 多和田フミ
5 檢査済証番号 平成23年7月22日 C第85号
6 工事完了年月日 平成23年7月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年1月13日 沖縄県指令中土第31号
2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小波津183番
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津44番地県営西原団地1棟404号 金城康治郎
5 檢査済証番号 平成23年8月2日 C第86号
6 工事完了年月日 平成23年7月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年12月20日 沖縄県指令中土第1039号
2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間20番2及び21番2
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市繁多川1丁目8番14号 友利英和
5 檢査済証番号 平成23年8月12日 C第87号
6 工事完了年月日 平成23年8月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年12月21日 沖縄県指令中土第1044号
2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋西村渠原184番3
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字喜舎場357番地1マルAアパート202 松田洋一、北中城村字喜舎場357番地1マルAアパート202 松田裕子
5 檢査済証番号 平成23年8月18日 C第88号
6 工事完了年月日 平成23年8月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年9月2日 沖縄県指令中土第729号
2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地上千増742番5
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小橋川113番地ドリームガーデン大嶺201号 岡田論
5 檢査済証番号 平成23年8月26日 C第89号
6 工事完了年月日 平成23年8月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年8月22日 沖縄県指令中土第830号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市字佐真下赤田地原67番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市西1丁目19番7号5階 株式会社ファンスタイル 代表取締役 城間和浩
- 5 検査済証番号 平成23年8月29日 C第90号
- 6 工事完了年月日 平成23年8月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年3月1日 沖縄県指令中土第234号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間707番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長176番地の3アルモニー・N Y405号 具志堅力
- 5 検査済証番号 平成23年9月30日 C第91号
- 6 工事完了年月日 平成23年9月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年10月7日 沖縄県指令南土第1152号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根真和志原755番5及び755番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平670番地の1 コーポうしお202 日浦智規
- 5 検査済証番号 平成23年7月5日 N第285号
- 6 工事完了年月日 平成23年6月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年12月17日 沖縄県指令南土第1414号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波仙原654番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長722番地6 サンモール秀202 仲間真司
- 5 検査済証番号 平成23年7月5日 N第286号
- 6 工事完了年月日 平成23年6月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年12月10日 沖縄県指令南土第1382号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波594番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字座波599番地 伊集淳一、糸満市字座波599番地 伊集ゆかり
- 5 檢査済証番号 平成23年 7月13日 N第287号
- 6 工事完了年月日 平成23年 7月 4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 8月11日 沖縄県指令南土第957号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根白川原1175番10ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根1530番地阿波根宿舎2棟607 渡久地政彦
- 5 檢査済証番号 平成23年 7月22日 N第288号
- 6 工事完了年月日 平成23年 7月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 1月 6日 沖縄県指令南土第 6号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城389番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平643番地3 コーポなかむら202 当眞嗣義
- 5 檢査済証番号 平成23年 7月22日 N第289号
- 6 工事完了年月日 平成23年 7月 9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 8月 9日 沖縄県指令南土第807号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根743番 2ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字阿波根746番地 学校法人津山学園 理事長 津嘉山 稔
- 5 檢査済証番号 平成23年 8月11日 N第290号
- 6 工事完了年月日 平成23年 5月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年11月 1日 沖縄県指令南土第1260号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄65番 6
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字東浜85番地23ラヴィエベル203 金城雅之
 5 檢査済証番号 平成23年8月11日 N第291号
 6 工事完了年月日 平成23年8月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年5月13日 沖縄県指令南土第551号
 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市首里石嶺町4丁目221番2号ほか3筆
 3 公共施設
 (1) 種類 防火水槽
 (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里石嶺町4丁目221番地 株式会社メゾンさーくる
 代表取締役 比嘉康友
 5 檢査済証番号 平成23年8月26日 N第292号
 6 工事完了年月日 平成23年7月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県八重山土木事務所長 嘉 手 納 良 文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年7月6日 沖縄県指令八土第189号、平成23年3月30日 沖縄県指令八土第116号
 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字大浜南大浜436番1ほか2筆
 3 公共施設 なし
 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 石垣市字宮良1131番地2 社会福祉法人沖縄松楓会 理事長 渡久山覚
 5 檢査済証番号 平成23年3月31日 Y第2号
 6 工事完了年月日 平成23年3月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年12月16日

沖縄県八重山土木事務所長 嘉 手 納 良 文

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年4月15日 沖縄県指令八土第130号、平成23年11月4日 沖縄県指令八土第317号
 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字石垣真地原440番1及び440番4
 3 公共施設
 (1) 種類 道路、公園及び下水道
 (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 石垣市字登野城623番地 有限会社仲企画 代表取締役 仲山政之
 5 檢査済証番号 平成23年11月22日 Y第3号
 6 工事完了年月日 平成23年11月21日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年12月16日

沖縄県立浦添工業高等学校長 島 村 均

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 シーケンス制御実習装置、ネットワーク構築実習装置及び自動設計製図装置 各1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立浦添工業高等学校 沖縄県浦添市経塚一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成23年11月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社コンピュータ沖縄 沖縄県うるま市宇州崎7番地7
- 5 落札金額 57,608,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成23年10月11日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年12月16日

沖縄県立沖縄工業高等学校長 古 波 藏 喜 弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 CNC旋盤 1台、横フライス盤 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立沖縄工業高等学校 沖縄県那覇市松川3丁目20番1号
- 3 落札者を決定した日 平成23年11月7日
- 4 落札者の名称及び所在地 前原エンタープライズ株式会社 沖縄県那覇市銘苅1丁目14番16号
- 5 落札金額 53,025,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成23年9月27日

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月16日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

沖縄県公安委員会文書管理規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

公文書を施行する場合は、沖縄県警察文書管理システム（電子計算機を利用して、文書の収受、起案、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）に登録するものとする。ただし、指令及び達は、法令その他別に定めがあるときは、その文書の事務を所管する警察本部の課（所及び隊を含む。）において指定された簿冊等により登録することができる。

第9条第2項中「前項の」を「公文書の」に改める。

第12条第1項本文を次のように改める。

公文書の受付は、文書管理担当者が沖縄県警察文書管理システムにより受付年月日、差出名、件名等所要事項を登録して当該公文書の余白に文書收受印（様式第1号）を押し、收受年月日及び受付番号を記入して受け付けるものとする。

第13条第1項中「様式第5号」を「様式第2号」に改める。

第21条第1項中「様式第6号」を「様式第3号」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を様式第1号とする。

様式第4号を削り、様式第5号を様式第2号とし、様式第6号を様式第3号とする。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

| | |
|---|--|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074 | 印刷所 有限会社 福琉印刷 〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8 |
|---|--|